

遺跡整備と地域づくり

はじめに 本稿では、平成22年（2010）1月28・29日に、奈良市ならまちセンターにおいて開催した平成21年度遺跡整備・活用研究集会「遺跡内外の環境と景観－遺跡整備と地域づくり－」における検討を紹介するとともに、これまでの経過と近年の動向を踏まえつつ、遺跡整備と地域づくりとの関係の在り方を展望する。

研究集会開催の趣旨 文化遺産部遺跡整備研究室では、遺跡整備に関わる諸課題を検討するべく、平成18年度から『遺跡整備・活用研究集会』を開催してきた。

近代以降の日本における遺跡の整備は、はじめ、その保存管理上必要な標識、説明版、注意札、境界標、囲柵等の設置、あるいは、地上部に表出している建造物や構造物の修理によって取り組まれてきた。戦後、文化財保護法が制定され、昭和30年代中頃からは、平城宮跡をはじめとする遺跡の環境整備において地下遺構の地上部への様々な表現が広く取り組まれるようになり、昭和40年（1965）には「環境整備」の国庫補助事業が設けられた。また、昭和41年（1966）からは大規模な古墳群などにおいて、地域における民俗資料の展示を含めた資料館を併設するなど、広域にわたって整備をおこなう「風土記の丘」の事業が実施され、今日の遺跡整備の先駆的な在り方を見ることができる。昭和50年代以降においては、「歴史の道」の調査・整備、中近世城郭における石垣の保存修理、あるいは、特に近世以降の遺跡を構成する建造物の保存修復なども重点的におこなわれるようになった。

文化庁所管の国庫補助事業として平成元年（1989）から展開された史跡等活用特別事業（通称：ふるさと歴史の広場事業）や平成9年（1997）からの地方拠点史跡等総合整備事業（通称：歴史ロマン再生事業）においては、歴史的建造物等の復元やガイダンス施設、体験学習施設の設置を含めた事業が展開され、遺跡の全体像をわかりやすく示す総合的な事業が全国各地で取り組まれてきた。この流れは、平成15年（2003）からの史跡等総合整備活用推進事業（通称：ふるさと文化の体験広場事業）に引き継がれ、現在では、地域の歴史、文化、自然に触れ、理解を深めることを目的として、各地域の中核・拠点となり得る史跡、名勝、天然記念物について、その規模や特徴に応じ

た多様な表現と積極的な活用を図るための包括的な計画に基づき、遺構や生態系の復元的整備、歴史的建造物等の復元、保存展示施設、野外観察施設のほか、オリエンテーション、ガイダンス及び体験・活用等のために必要な諸施設の設置を適切に組み合わせて総合的な保存・活用をおこなうなど、新たな地域づくりの中核的事業のひとつに数えられるほどに発展してきた。

近年においては、平成4年（1992）に日本が締結した「世界遺産条約」に関わる様々な取組や、平成16年（2004）の文化財保護法の一部改正によって導入された「文化的景観」の保護制度などの検討を通じて、地域における遺跡整備の包括的な意義は広く注目されるようになってきた。このようなことを踏まえ、文化審議会文化財分科会企画調査会が平成19年（2007）10月に取りまとめた報告では、各地域において関連する文化財とその周辺の環境を一体としてとらえる観点と文化財の総合的な保存と活用を適正におこなっていく観点からの「文化財を総合的に把握するための方策」や、文化財に対する親しみを継承していく観点、文化財保護に関わる人材を確保する観点、あるいはその支援を充実させる観点からの「社会全体で文化財を継承していくための方策」の考え方が提示された。その中核とされているのが『歴史文化基本構想』であり、その指針の作成のため、現在、全国各地において20件の「文化財総合的把握モデル事業」が取り組まれている。さらに、平成20年（2008）には『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』（通称：『歴史まちづくり法』）が制定・施行され、全国各地において「歴史的風致維持向上計画」の策定と認定が推進されている。

以上のような流れに見られるように、日本における遺跡の整備と活用は、広く遺跡内外の環境や景観を視野に置き、ガイダンスや体験学習にも積極的な取組を推進しながら、現代の人々にかつての全体像をわかりやすく伝える工夫を積み重ねてきた。さらに今日的には、個性豊かな地域づくりにおける遺跡保護の意義を、例えば、往時における環境の復元と現代における景観の保全の観点から捉え、それらの統合的な検討に基づいて取り組まれるべきものとなっている。そのようなことを踏まえ、今回の研究集会では、遺跡における環境と景観に関する計画と事業の様々な考え方や取組を通じて、遺跡整備と地域づくりとの関係を検討することとした。

研究集会の構成と論点 今回の研究集会においては、遺跡の保護と計画、そして、環境と景観を柱として、「基調講演」と「事例報告」により、様々な実績や視点を提示し、「総合討論」をおこなった。

最初に、事務局から、環境の復元や景観の保全への指向を深めてきた遺跡整備の沿革や近年の政策的動向について解説し、遺跡は過去のためにあるのではなく、現在と将来のためにあること、また、地域社会の維持向上と持続的発展を支える掛け替えのない存在であること、そして、遺跡整備と地域づくりとの関係を改めて検討し、持続可能な遺跡整備（Sustainable Sites Management）の在り方を新たに模索するべきとの趣旨説明をした。

基調講演では、『遺跡の保護と計画』をテーマとして、遺跡整備と地域計画の立場から、1日目冒頭の「環境・景観から遺跡整備を考える」、2日目冒頭の「遺跡整備と地域計画－環境変容のプロセスに着目した地域景観像－」の2つの講演を通じて、遺跡整備と地域づくりを検討する上での様々な視点が提示された。すなわち、かつて日常生活と文化財は別の価値体系であったが、時代を追って、私たちの生活と文化財との関係が変化してきたことや、遺跡が属する時代から経過してきた履歴、そして、現在に至る環境変容のプロセスの中に現代的な意味を見出し、将来の地域における景観形成の重要な構成要素となり得るなど、今日にあって、遺跡の取扱いと地域の在り方とにみられる密接な繋がりが強調された。

事例報告は、『遺跡の環境と復元』『遺跡の景観と保全』の2つのテーマの下、それぞれ3件と2件の報告を通じて、地域づくりにおける遺跡整備に関わる近年の取組事例が紹介された。1日目には、「三内丸山遺跡の環境と景観」（青森県青森市）、「赤穂城跡と旧赤穂城庭園の保存と活用」（兵庫県赤穂市）、「足利市における文化遺産の保護活用」（栃木県足利市）、2日目には、『石見銀山とその文化的景観』の保全」（鳥根県大田市）、「萩市の文化遺産が織りなす景観とその保全」（山口県萩市）が報告された。この中では、具体的な事例を通じて、遺跡が内包するかつての人々の営み、たたずまい、その環境を再現して、現代の生活の中で体感することで、遺跡が地域に根差した新たな文化を創出する核となったり、地域の文化的資産に関する調査研究を恒常的に実施していくことによって、遺跡保護の文化が継続していったりすることな



図73 研究集会における総合討論

どが紹介された。また、現代の環境における要素として在る遺跡の歴史的な役割と人間の生活や活動との関連をあきらかにすることによって、そこに在る現在の景観の意味をわかりやすく伝えたり、かつて開発と保存との調整を歴史的景観として如何に一体化して捉えるかということから、地域に満遍無く見出すことができる文化的資産を如何に包括的に「歴史まちづくり」に繋げていったりしていくのか、ということに関わる実績が紹介された。

総合討論では、『遺跡整備と地域づくり』をテーマとして、会場から寄せられた質問の内容を軸としつつ、大要、「遺跡整備における復元」、「遺跡を通じて実施する地域活性化を目的としたプログラム」、「遺跡整備を地域づくりへ繋げること」、「総合的取組のための計画と体制」などについて討論をおこなった。

持続可能な遺跡整備のために 今回の研究集会を通じて示唆されたのは、遺跡保護の意義が、時代という「時間の流れ」と、地域という「空間の広がり」、そして、生活という「人間の営み」の交差するところで見極められなければならない、ということのように思われる。

文化財保護の立場からすると、遺跡の整備とは、一面では対立的にもなりがちな保存と活用を一体のものとして繋ぎ、適切な保護を実現するための種々の措置とも言われる。いっぽうで、その遺跡が所在する地域の振興との関係から見れば、遺跡あるいは遺跡の所在する土地とそこに生活する人々との関わり（方）を、豊かな将来に向けて演出するものでもある。遺跡は、それが所在する地域において、必ず或る範囲を占める。したがって、遺跡整備に求められる役割とは、人々の生活から成る地域社会において、遺跡がその日常文化の中で持続的に育まれるようにしていくこととも言えるべきである。（平澤 毅）